

9. 適合の可否、その他について

1	Q	産廃エキスパートで申請して、産廃エキスパートの基準に満たなかった場合、産廃プロフェッショナルで認定してもらえますか。
	A	産廃プロフェッショナルの基準を満たしていれば、産廃プロフェッショナルで認定します。 ただし、産廃エキスパートの申請手数料と産廃プロフェッショナルの申請手数料との差額は返金いたしません。
2	Q	認定の可否の連絡はいつ、どのようにされますか。
	A	まず、12月下旬頃に、「認定結果通知書」を郵送し、通知いたします。 認定された事業者名については、東京都、八王子市及び東京都環境公社のホームページで公表いたします。
3	Q	認定証はいつもらえますか。
	A	認定証交付については、新規申請事業者は12月～1月、更新申請事業者は3月末を予定しています。
4	Q	許可証にロゴマークを入れてもらうにはどうすればいいですか？
	A	東京都、八王子市で手続きをすることで、「ロゴマーク」「認定番号」の入った許可証が発行されます。 手続きに必要な書類は、新規申請事業者には12月～1月、更新申請事業者は3月末に認定証と一緒に郵送する予定です。 なお、〆切までの期間が短いため、認定証が届きましたらお早めにお手続きください。